

改正建築基準法に係る質疑応答集（平成27年6月30日時点）

※ 赤字が更新部分

○構造計算適合性判定関係

（1）今後の指定・委任について

	問	答
1	（都道府県の立場から）都道府県知事が指定する指定構造計算適合性判定機関についても、法の施行日付けで業務規程の認可を行う必要があるため、大臣指定となる機関同様に施行日以前に事前審査等を実施し、施行日当日に認可申請書を提出してもらうようにすることとなると考えてよいか。	その通りです。
2	（都道府県の立場から）現在業務区域としていない都道府県を業務区域として定めて施行日に業務規程の認可を受ける大臣指定の指定構造計算適合性判定機関について、当該都道府県の知事は施行日に委任できると考えてよいか。	その通りです。
3	（都道府県の立場から）都道府県知事が大臣指定の指定構造計算適合性判定機関に業務を委任する際、機関から委任の申請手続きが必要なのか。委任基準を都道府県で独自に定めている場合、どのように委任基準に適合するかを判断するのか。	委任の申請手続きは、建築基準法上は定められていません。 委任基準を定めた場合には、当該基準に適合するか判断するため書類の提出を求めることが考えられます。
4	（都道府県の立場から）国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関が、都道府県で独自に定めている委任基準に適合しない場合、委任しないこととしてよいか。	可能です。ただし、国土交通省としては、委任基準によりむやみに構造計算適合性判定の申請先が限られることがないように、各都道府県にお願いしてまいります。
5	（都道府県の立場から）大臣指定の指定構造計算適合性判定機関に委任した後、都道府県で独自に定めている委任基準に適合しないことが判明した場合であっても、改正法第77条の35の20第1項により、委任を解除するためには6か月を要するのか。	その通りです。従って、独自に委任基準を定める場合には、しっかりと審査してもらう必要があります。
6	（都道府県の立場から）大臣指定の指定構造計算適合性判定機関に委任する際、判定対象の建築物の床面積など、条件を付して委任することは可能か。（例：床面積1万㎡以上の建築物の判定を委任）	可能です。ただし、国土交通省としては、指定基準に適合するものとして指定された機関が、そのまま知事の委任を受けられるよう要請してまいります。
7	（都道府県の立場から）業務規程の業務範囲と、実際に委任・公示する業務範囲が異なってもよいか。（例：業務規程では業務範囲を「判定が必要なすべての建築物」と記載している一方、委任・公示する際に「床面積1万㎡以上の建築物」とする場合）	可能です。 （業務規程の業務範囲を超えて委任することはできません。）
8	（都道府県の立場から）施行日に委任する際、委任の公示は施行日に行う必要があるか。また、業務の開始日は施行日からとして公示してよいか。	必ずしも同日付で委任の公示を行う必要はありません。 その際、業務の開始日は施行日からとしていただいて結構です。

9 （都道府県の立場から）国土交通大臣が指定構造計算適合性判定機関を指定（更新を含む。）する際、意見聴取が行われるが、一方で建築基準法第77条の35の4に規定する指定基準及び今後定める指定準則に合致するものについては指定する予定と聞いている。意見聴取を受ける都道府県はどのような意見を提出することが想定されるのか。	委任予定があるかどうかについて意見をいただきます。
10 （都道府県の立場から）指定構造計算適合性判定機関を委任する際、委任状を発出することによいか。また、委任の期間は、指定の期間と同一としてよいか。	委任の申請手続きは、建築基準法上は定められていませんが、そのように取り扱っていただいて問題ありません。

（2）手数料について

問	答
1 大臣指定となる指定構造計算適合性判定機関の判定手数料の額は、業務規程に定める必要があるのか。	業務規程に盛り込むのではなく、業務規程の認可の申請の際に国土交通省に報告していただくこととなります。国土交通省では、報告された手数料の額について、各都道府県が条例で定める手数料の額と著しくかい離していないかを確認します。
2 （都道府県の立場から）大臣指定となる指定構造計算適合性判定機関に対する都道府県で独自に定める委任基準に、判定手数料の額を定め、その額で行う機関を委任するという運用は可能か。（例：手数料を県と同額にする等）	可能です。
3 低炭素法の認定や長期優良住宅の認定等における任意の構造計算適合性判定は、これまで手数料に消費税がかかるものとした。法改正後は、構造計算適合性判定が別申請となったが、消費税の有無についてはどのように判断すればよいか。	建築基準法に基づかない任意の構造計算適合性判定については、これまでどおり手数料には消費税がかかります。構造計算適合性判定は、何に基づく申請であるか（建築基準法第6条の3の規定に基づく構造計算適合性判定の申請であるのか、任意の構造計算適合性判定の申請であるのか）を申請書により確認し、消費税の有無を判断していただくこととなります。
4 構造計算適合性判定の計画変更の申請手数料はいくらになるのか。確認審査と同様に計画変更の場合には減額されるのか。あるいは、面積に応じて通常の構造計算適合性判定の申請手数料と同額となるのか。	手数料については、指定構造計算適合性判定機関等で個別に設定することとなります。国から標準的な手数料額等をお示しすることはありません。

（3）構造計算適合性判定に係る手続きの見直しについて

問	答
1 （確認審査・構造計算適合性判定の進め方について） 構造計算適合性判定と建築確認は相互に調整できるのか（秘密保持義務に抵触しないのか）。	審査の過程で、指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関との間で、互いに指摘事項等の情報を共有・調整しながら審査を進めることは秘密保持義務に抵触するものではありません。
2 （確認審査・構造計算適合性判定の進め方について） 構造計算適合性判定の結果について、必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した指定構造計算適合性判定機関等に照会することになるが、どのような内容の照会を想定しているのか。	主に構造計算適合性判定の結果に対する指定構造計算適合性判定機関等の考え方を照会することを想定しています。

<p>3 (確認審査・構造計算適合性判定の進め方について) 今回の改正前後で、指針告示別表で規定する確認審査において審査すべき事項と構造計算適合性判定において判定すべき事項に変更はあるか。</p>	<p>変更はありません。</p>
<p>4 (確認審査・構造計算適合性判定の進め方について) 今回の改正により、設計者負担が減るとは考えにくい。場合によっては、これまでより確認済証が交付させるまでの時間と手間がかかることもあり得るのではないかと。事前審査によって構造設計内容を確定した後に、正式な手続きを進める方法が合理的だと考えている。</p>	<p>・建築確認と構造計算適合性判定が別手続きとなったことにより、構造計算適合性判定において、早い段階で建築確認との並行審査を求めることが可能となり、設計の手戻りが少なくなる場合には設計者の負担は少なくなると考えています。 ・ただし、別手続きとなったことに伴い、確認申請書と構造計算適合性判定申請の添付図書間の整合性の確保など、設計者が当然果たすべき責任は大きくなっています。 ・なお、これまでと同様に、事前相談及び審査を活用し、円滑な審査を進めていただくことは差し支えありません。</p>
<p>5 (確認審査・構造計算適合性判定の進め方について) 指針告示第2第3項第3号イ(2)において、建築主事等から指定構造計算適合性判定機関等に対して留意事項が通知された場合、指定構造計算適合性判定機関等は、遅滞なく留意事項に対する回答をすることとなっているが、「遅滞なく」とはどの程度の日数を指すのか。また、同告示第3第4項第7号における、適合判定通知書交付後の建築主事等からの照会事項に対する回答についても、同様の考え方でよいか。</p>	<p>「遅滞なく」がどの程度の日数を指すのかは、留意事項の内容又は照会事項の内容にもよるため、具体的にお答えすることはできません。</p>
<p>6 (確認審査・構造計算適合性判定の進め方について) 指定確認検査機関等が、確認申請書等(2部)に加えて、構造計算適合性判定申請書等(2部)を受け取り、4部の整合性を確認した上で、指定構造計算適合性判定機関等に構造計算適合性判定申請書等(2部)を送付することは問題ないか。</p>	<p>・指定確認検査機関等は、最終的には確認申請書等と適合判定通知書の整合性を確認することとなります。ここでの整合性を確保するための確認審査の業務の一環として、ご質問のように、事前に確認申請書等(2部)と構造計算適合性判定申請書等(2部)の整合性を確認することは、指定準則上、制限業種にあたる業務ではなく、問題ありません。 ・また、構造計算適合性判定申請そのものを代理するのではなく、単に書類を送付することについて、申請者と委託契約を結ぶのであれば、指定準則上、制限業種にあたる業務(手続きの代理等の業務)には該当せず、問題ありません。ただし、これらの書類を受理した指定構造計算適合性判定機関は、「指定確認検査機関が当該書類の送付をすることについての委任状」等により、申請者が申請したものであることを適切に確認する必要があります。</p>
<p>7 (確認審査・構造計算適合性判定の進め方について) 指針告示第2第2項第7号に「構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物について法第6条第4項又は法第18条第3項に規定する審査をする権限を有する建築主事に照会すること」とあります。「権限を有する建築主事」は、確認申請を受けた(又は予定の)者とは異なる場合が多いが、どのような場合に「権限を有する建築主事」に照会することとなるのか。</p>	<p>「権限を有する建築主事」への照会とは、指定構造計算適合性判定機関等が申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものかどうかを判断することができない際に、最終的にその要否を確認するための照会を行う場合を想定しています。当該規定に基づき、「権限を有する建築主事」に照会を行うほか、確認申請を受けた(又はその予定の)指定確認検査機関の意見を聞くことは差し支えありません。</p>

<p>8 (構造計算適合性判定の計画変更について) どのような場合に、施行規則第3条の7第3項に規定する構造計算適合性判定の計画の変更を行うのか。</p>	<p>構造計算適合性判定の計画の変更に係る申請を行うこととなるのは、確認を受けた建築物の計画の変更の申請を行う場合及び確認申請中に建築主事等の指摘等により生じた補正等を行う場合となります。いずれの場合も、特定構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する変更を行う場合であり、直前の適合判定通知書の交付を受けた計画から行われた変更が規則第3条の2第1項第8号から第11号までに掲げるものその他の変更であって、直前の適合判定通知書の交付を受けた計画に影響を及ぼさないことが明らかなものであれば、計画の変更に係る申請は不要となります。</p>
<p>9 (構造計算適合性判定の計画変更について) 確認済証が交付された後に、軽微な変更を行う場合、構造計算適合性判定は必要なのか。</p>	<p>構造計算適合性判定は確認審査を行う場合に必要な手続きです。計画変更があったとしても、当該変更内容が軽微な変更該当するものであれば、確認審査は必要ありません。この場合、構造計算適合性判定も必要ありません。</p>
<p>10 (構造計算適合性判定の計画変更について) 確認申請後に軽微な変更を行い、その後、確認審査を要する計画の変更があった場合、構造計算適合性判定の申請はどのように行えばよいのか。</p>	<p>この場合の確認申請では、軽微な変更を行った箇所とその後に計画の変更を行った箇所を合わせて、計画の変更の申請をすることになります。当該計画の変更に係る確認審査において、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものであれば、構造計算適合性判定の計画の変更の申請が必要となります。</p>
<p>11 (申請書等について) 適合判定通知書には構造図及び構造計算書を添付することとなっているが、これは構造計算適合性判定申請書の副本の一部を提出することか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>12 (申請書等について) 適合判定通知書が交付された後に確認申請を行う場合において、適合判定通知書に添付する図書及び書類に必要な書類を追加することで、確認申請書の副本を兼ねるものとして提出することは可能か。</p>	<p>できません。それぞれの処分がどのような申請に基づくものであるかを明確にするため、適合判定通知書に添付する図書及び書類と確認申請書の副本は別のものである必要があります。</p>
<p>13 (申請書等について) 施行規則第3条の7第1項第3号に委任状が規定されたが、必ず必要なものなのか(依頼を受けていない者がわざわざ申請することは考えにくいため)。</p>	<p>建築主ではない者が申請を行う際には、手続きの正当性を担保するためにも必ず必要です。仮に委任状の提出が不要だとすると、建築主の了解を得ていない計画でも、設計者などの代理者が自由に申請できてしまうこととなります。</p>

<p>14 (申請書等について) 適合判定通知書の添付図書及び書類には、確認申請書の添付図書及び書類と重複しているものもあるため、確認申請書から省略することはできないのか。</p>	<p>適合判定通知書の添付図書等は構造計算適合性判定の判定内容を示すためのものであり、確認審査においては、確認申請の内容と構造計算適合性判定の内容が一致していることを確認する必要があります。また、建築確認と構造計算適合性判定が別の処分となったことに伴い、それぞれの処分がどのような申請に基づき行われたものであるかを明確にする必要があります。したがって、重複している書類等についても、省略することはできません。</p>
<p>15 (申請書等の整合性について) 指定構造計算適合性判定機関へ申請した後に建築主事等へ確認申請する場合、申請書の整合性のチェックは、指定構造計算適合性判定機関が行うこととなるのか。</p>	<p>構造計算適合性判定の申請のタイミングが確認申請の前であるか後であるかによらず、いずれの場合においても、構造計算適合性判定申請書の添付図書等の正本・副本間の整合性のチェックは指定構造計算適合性判定機関等が行うこととなります。</p>
<p>16 (申請書等の整合性について) 構造図と意匠図の整合性のチェック等、指針告示に基づきこれまで建築主事等が行っていた事項は、改正後は誰が行うこととなるのか。</p>	<p>構造計算適合性判定申請書の添付図書等の正本・副本間のチェックではなく、構造図と意匠図の整合性のチェック等、指針告示の別表において確認審査において審査すべき事項として掲げている事項については、引き続き建築主事等において審査していただくこととなります。</p>
<p>17 (申請書等の整合性について) 確認申請書の添付図書等と適合判定通知書の添付図書等の記載事項に不整合があった場合、構造計算適合性判定をやり直すこととなるのか。</p>	<p>確認申請書の添付図書等と適合判定通知書の添付図書等の記載事項に不整合があった場合には、記載に誤りがあった添付図書等を修正する必要があります。この場合、修正により、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を再度要するものであれば、構造計算適合性判定の変更申請が必要となります。</p>
<p>18 (申請書等の補正等について) 確認申請において、構造計算適合性判定に関係する図書及び書類に補正等の必要があった場合、どのように手続きを進めればよいのか。</p>	<p>①補正等の内容が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を要しないものである場合 既に提出された適合判定通知書に基づき、確認済証を交付することとなります。この場合、当該変更については、建築確認の申請書等と適合判定通知書等の記載事項は相互に整合しているものとみなして取り扱うものとします。なお、確認の申請書等の補正等の内容を、指定構造計算適合性判定機関等と共有することは差支えありません。 ②補正等の内容が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を要するものである場合 計画の変更の場合における構造計算適合性判定の申請を行い、補正等の内容を踏まえた適合判定通知書を改めて提出する必要があります。 また、①②のとおり、計画の変更に係る申請(規則第3条の7第3項)が必要となるのは、特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を要する変更を行う場合であり、直前の適合判定通知書の交付を受けた計画から行われた変更が規則第3条の2第1項第8号から第11号までに掲げるものその他の変更であって、直前の適合判定通知書の交付を受けた計画に影響を及ぼさないことが明らかなものであれば、計画の変更に係る申請は不要となります。 なお、いずれの場合においても、補正等の内容が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を要するかどうかは、基本的には建築主事等が判断を行うこととなりますが、当該補正等の内容を、指定構造計算適合性判定機関等と共有し意見を確認することは差し支えありません。</p>
<p>19 (申請書等の補正等について) 建築確認と構造計算適合性判定を並行して行っている際に、例えば、構造計算適合性判定で補正等の指示があった場合には、その都度、確認申請書の添付図書及び書類も補正が必要になるのか。</p>	<p>その都度訂正が必要というわけではありません。適判側及び確認側と申請者の三者で調整し、最終的に不整合が出ない形であれば構いません。</p>

<p>20 (申請書等の補正等について) 構造計算適合性判定と確認審査を同時並行で進めている場合に、一方で図書等に補正があった場合、もう一方の図書等は同じ方法で補正する必要があるか(体裁がちがうとチェックしにくい、体裁まで含めて整合させる必要があるか。)</p>	<p>建築主事等による整合性の審査を円滑に行うため、補正を行う場合には、適判書類と確認申請書類について、体裁も含めて整合性を図ることが望ましいと考えております。</p>
<p>21 (申請書等の補正等について) 構造計算適合性判定において指摘があり、図書等の補正等を行った後、適合判定通知書が交付され、その後に確認申請を行う場合、確認申請書に添付する図書等は、構造計算適合性判定での補正を反映した最新版を提出することになるのか。適合判定通知書と体裁を揃えるため、はじめから補正書等を添付することは可能か。</p>	<p>建築主事等による整合性の審査を円滑に行うため、補正を行う場合には、原則として適判書類と確認申請書類について、体裁も含めて整合性を図ることが望ましいと考えております。ただし、確認申請時当初から補正書等を添付した申請書等を提出することはできないため、ご質問のような流れで確認申請を行う場合には、補正等を反映した申請書類を提出した上で、構造計算適合性判定での指摘による補正内容を明記する等の工夫をしていただくことが必要であると考えています。</p>
<p>22 (申請書等の補正等について) 指針告示第2第4項第5号イ及び第6号において、申請書等の不備により補正できない場合、計画が変更となる場合の制限(申請を取り下げ再申請となる場合の基準)を明確にしてほしい。</p>	<p>確認審査での取り扱いと同様であり、「建築確認手続き等の運用改善を図るための建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(技術的助言)(平成22年5月26日付け国住指第933号、国住街第29号)」を参照されたい。すなわち、不備とは、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)の指摘による建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所のことであり、申請者等の意思により建築計画の変更を行う場合は、補正の対象とは認められません。</p>
<p>23 (申請書等の補正等について) 建築主事等が申請者に対して、構造審査に関する指摘事項を通知した場合、指定構造計算適合性判定機関等にもその内容を積極的に共有すべきか。</p>	<p>図書間の整合性を確保するため、建築主事等及び指定構造計算適合性判定機関等の間においても、指定構造計算適合性判定機関等の間においても、互いの指摘事項、留意事項、補正された図書等を適切に情報共有・調整し、制度の適確な施行の確保に努められたい。</p>
<p>24 (申請書等の補正等について) 確認審査と構造計算適合性判定を並行的に行っている場合において、確認審査側からはAという指摘をしており、構造計算適合性判定からはBという指摘をしている場合、確認審査側は自らが指摘をしていないBに対する回答を受け取り、補正・追加説明をさせることは指針告示上は困難だと考えるが、いかがか。構造計算適合性判定の指摘により確認申請書等を、確認審査の指摘により構造計算適合性判定申請書等の補正を認めるのであれば、指針告示を改正すべきではないか。</p>	<p>ご質問のような場合において、確認審査側が構造計算適合性判定による指摘Bに対する補正を受け取ることは、指針告示第1第5項第4号で申請書等の差替え又は補正が認められていない「確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするとき」に該当するものではなく、指針告示に抵触するものではありません。</p>
<p>25 (各種手続きの期日について) 構造計算適合性判定の結果について、必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した指定構造計算適合性判定機関等に照会することになっているが、当該照会をしたが回答が来ない場合には、法第6条第6項を適用し、同条第4項の期限を延長することはできるのか。</p>	<p>構造計算適合性判定の結果に関する照会を行ったにもかかわらず回答が来ない場合において、法第6条第6項の括弧書き又は施行規則第2条第2項の要件に該当するのであれば、建築主事は法第6条第6項を適用し、35日の範囲内で同条第4項の期限を延長することは可能であると考えられます。</p>
<p>26 (各種手続きの期日について) 適合判定通知書の添付図書等と確認申請書の添付図書等に不整合があった場合には、法第6条第6項を適用し、同条第4項の期限を延長することはできるのか。</p>	<p>適合判定通知書の添付図書等と確認申請書の添付図書等に不整合があった場合において、法第6条第6項の括弧書き又は施行規則第2条第2項の要件に該当するのであれば、建築主事は法第6条第6項を適用し、35日の範囲内で同条第4項の期限を延長することは可能であると考えられます。</p>

27	(各種手続きの期日について) 確認済証の交付期限の3日前までに適合判定通知書の提出がない場合において、法第6条第6項を適用し、同条第4項の期限を延長してもなお、適合判定通知書の提出がない場合には、同条第7項を適用することはできるのか。	確認済証の交付期限の3日前までに適合判定通知書の提出がない場合において、法第6条第6項を適用し、同条第4項の期限を延長してもなお、適合判定通知書の提出がない場合には、このことを「申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由」として、建築主事は同条第7項を適用できると考えられます。
28	(各種手続きの期日について) 建築主は建築主事に確認申請をしている場合には、法第6条第4項の審査期間の末日の3日前までに、適合判定通知書を提出することになっているが、指定確認検査機関に確認申請をしている場合には、建築基準法上は適合判定通知書を提出すべき期日が定められていないと考えてよいか。	その通りです。
29	(各種手続きの期日について) 法第6条の3第8項の規定に基づき、建築主は、適合判定通知書を確認の法定審査期間の末日の3日前までに提出しなければならないことが規定されているが、法定審査期間の末日が火曜日の場合は、3日前が土曜日となる。この場合、適合判定通知書の提出はいつになるのか。	土曜日の前日にあたる金曜日が適合判定通知書の提出期限となります。
30	(法第6条第7項の通知について) 適合判定通知書の添付図書等と確認申請書の添付図書等に不整合があった場合には、法第6条第7項を適用することはできるのか。	適合判定通知書の添付図書等と確認申請書の添付図書等に不整合があった場合において、法第6条第6項を適用し、同条第4項の期限を延長してもなお、不整合の修正がなされない場合には、このことを「申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由」として、建築主事は同条第7項を適用できると考えられます。
31	(改正法施行日前後の取り扱いについて) 法施行前に確認申請があった案件(特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を行ったもの)の計画変更の申請が、法施行日後にあった場合、構造計算適合性判定は必要なのか。	法第6条から法第6条の3まで又は法第18条第1項から第15項までの規定は、改正法附則第3条(経過措置)により、法施行後に申請又は通知がされたものについては、改正後の規定が適用され、法施行前に申請又は通知がされたものについては、従前の例によることとされています。したがって、法施行後に計画変更の申請を行ったものについては、特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものであれば、構造計算適合性判定が必要となります。
32	(確認申請書の保存について) 施行規則第6条の3第2項第9号で「適合判定通知書又はその写し」が追加されているが、この「適合判定通知書又はその写し」とは、同第3条の11で添えることとなる構造計算書等の添付図書等は含んでいないと考えてよいか。	その通りです。

(4) ルート2の対象からの除外について

問		答
1	法第6条の3第1項ただし書の規定による審査と通常の建築主事等が行う審査の両者に違いはあるのか。	法第6条の3第1項ただし書の規定による審査は、確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)における審査の方法及び審査すべき事項に基づく審査であって、従前の確認のための審査と同様の審査を、構造計算適合性判定による複層的な審査ではなく、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事等が単独で行うことを規定したものです。

<p>(公表について)</p> <p>2 ルート2建築主事等が法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合にあっては、その旨を公表することが規定されているが、廃止する場合はどのような手続きを取ればよいか。</p>	<p>施行規則第3条の13第2項には、法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合にはその旨を記載していただくことが掲載等されているため、審査をしない場合には当該掲載等を削除していただくこととなります。その際には、単に掲載等を削除するだけでなく、確認申請等の円滑化の観点から、同項ただし書による審査を「しない旨」についても公表していただくことが望ましいと考えています。</p>
<p>(公表について)</p> <p>3 ルート2の対象からの除外について、どのような場合に公表が必要となるのかを教えてください。</p>	<p>建築主事として任命された者が、施行規則第3条の13第1項に規定する要件を満たし、かつ、令第81条第2項第2号イに定める構造計算によって確かめられる安全性の審査を行うのであれば、施行規則第3条の13第2項の「建築主事及び確認検査員が特定建築基準適合判定資格者として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合」に該当するため、公表が必要となります。</p>
<p>(公表について)</p> <p>4 指定確認検査機関において、複数の事務所（A事務所及びB事務所）で確認審査を行っており、A事務所ではルート2建築主事等が法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行うが、B事務所では当該審査を行わない場合、どのように公表すればよいか。</p>	<p>「その指揮監督の下にある確認検査員が特定建築基準適合判定資格者として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う」旨を公表することとなります。さらに、どの事務所で審査を行い、どの事務所で審査を行わないといった追加的な情報についても、公表する必要があります。</p>
<p>(公表について)</p> <p>5 公表にあたっては、指定確認検査機関として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う旨を公表すればよいか（確認検査員の個人名を出す必要はないか）。</p>	<p>「その指揮監督の下にある確認検査員が特定建築基準適合判定資格者として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う」旨を公表することとなります。確認検査員の個人名を出す必要はありません。</p>
<p>6 人事異動や事故等により、ルート2建築主事の後任にルート2建築主事でない建築主事が任命された場合、仕掛中の案件について、構造計算適合性判定を求める必要があるか。また、逆の場合はどうか。</p>	<p>建築主が法第6条の3第1項ただし書の規定による構造計算適合性判定の特例を受けることができるかどうかは、実際の審査において、当該建築物の計画が令第81条第2項第2号イに定める構造計算によって確かめられる安全性の審査をルート2建築主事等が行ったかどうかによります。本特例の適用の有無については、申請者と認識の齟齬が生じないよう、あらかじめ調整していただく必要があります。</p>
<p>7 平成26年12月3日に開催された構造計算適合性判定の対象見直しに伴う「建築確認に関する講習会」(日本建築防災協会主催)のような講習会は、今後も継続的に実施してもらえるのか。</p>	<p>こうした講習は今後も継続的に実施する予定ですが、法施行日(平成27年6月1日)以降は、施行規則第3条の14から第3条の16までの規定により国土交通大臣の登録を受けた登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が講義・修了考査を実施することとなります。</p>

<p>8 特定行政庁内にルート2建築主事の要件に該当する者が少ないことから、ルート2建築主事がいたとしても、当面の間は、特定行政庁の判断として申請者に構造計算適合性判定を求めることは可能か。</p>	<p>・建築主事として任命された者が一名しかいない出先事務所等でルート2に対応する規模等の建築物を取扱っており、当該建築主事が施行規則第3条の13第1項に規定する要件を満たしている場合については、特定行政庁としての意思に関わらず、当該建築主事は令第81条第2項第2号イ等に定める構造計算によって確かめられる安全性の審査を行うこととなるため、申請者に対して構造計算適合性判定を求めることはできません。さらに、施行規則第3条の13第2項の「建築主事が特定建築基準適合判定資格者として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合」に該当することとなるため、公表が必要となります。</p> <p>・一方で、ルート2建築主事を継続的に設置することが難しい場合等においては、次のような対応を行うことも可能です。すなわち、建築主事として任命された者が、施行規則第3条の13第1項に規定する要件を満たしていたとしても、令第81条第2項第2号イ等に定める構造計算によって確かめられる安全性の審査を行わないのであれば、申請者に対して構造計算適合性判定を求めていただくこととなります。この場合、施行規則第3条の13第2項の「建築主事が特定建築基準適合判定資格者として法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行う場合」に該当しないため、公表の必要はありません。</p>
<p>9 ルート2建築主事が見る場合でも、建築主の意思で構造計算適合性判定を求めたうえで、確認申請書に添付することは可能か。</p>	<p>ルート2建築主事が審査を行う場合においては、法第6条の3に基づく適合判定通知書の提出によらず、ルート2建築主事が主体的に確認審査を行うこととなります。この場合、確認済証には適判通知書の番号等は記載せず、ルート2建築主事が審査を行った旨のなお書きを記載することとなります。</p>
<p>10 (施行規則第5号様式及び第15号様式について) 注釈に「不要な文字は、抹消してください。」とあるが、どのような場合に、どの文字を消せばよいのか。</p>	<p>・法第6の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(いわゆる「ルート2」。)に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事又は確認検査員が行った場合には、「注 不要な文字は、抹消してください。」(以下「注釈」という。)の文字を削除し、そうではない場合には、注釈及び中段のなお書を削除していただくこととなります。</p> <p>・「同項ただし書に規定する建築主事又は確認検査員」が審査を行ったとしても、たとえば、構造計算適合性判定の対象外のものであれば、注釈及び中段のなお書を削除していただくこととなります。</p>
<p>11 複数名の建築主事が審査を行った場合、どのように確認済証を交付すればよいのか。</p>	<p>・法第6条の3第1項ただし書に規定する構造計算基準の審査を同項ただし書に規定する建築主事が、その他の部分の審査を別の者が行い、最終的には計画全体について判断が可能な建築主事(その他の部分を審査する者同一の者である場合もある。)が総括的に審査をした場合においても、構造計算適合性判定は不要となります。</p> <p>・この際、複数の者が審査に関わっている場合においても、確認の処分の主体として記名・押印するという性格上、確認済証には、総括的に審査を実施した建築主事のみが原則として記名・押印した上で、確認済証に「法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事が行ったものである」ことを明記することとなります。</p>

<p>12 複数名の確認検査員が審査を行った場合、どのように確認済証を交付すればよいのか。</p>	<p>・指定確認検査機関の場合においても上記と同様に、全ての審査を同項ただし書に規定する確認検査員が行う必要はありません。一方、上記の建築主事の場合とは異なり、確認の主体は機関であり、確認済証の「確認検査員の氏名」の欄は、審査を行った者の氏名を記載するものであるため、同項ただし書に規定する構造計算基準の審査を行った確認検査員の氏名も記載した上で、「法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員が行ったものである」ことを明記することになります。</p> <p>・なお、この場合、審査結果を報告するという性格上、確認審査報告書の「確認検査員の氏名」の欄には、単に同項ただし書に規定する構造計算基準の審査を行った確認検査員の氏名を記載するだけでなく、当該確認検査員が同項ただし書に規定する確認検査員である旨を記載することになります。</p>
<p>13 法第6条の3第1項ただし書に規定する構造計算基準の審査を同項ただし書に規定する建築主事が、その他の部分の審査を別の者が行い、最終的には計画全体について判断が可能な建築主事（その他の部分を審査する者と同じの者である場合もある。）が総括的に審査をした場合において、訴訟等で特定構造計算基準等の審査について問題となった場合には、総括的に審査を行った建築主事についても責任を負うことになるのか。</p>	<p>一義的には、確認済証を出した建築主事（総括的に審査を行った建築主事）と、構造を審査した建築主事（ルート2建築主事）が一定の責任を有すると考えられますが、訴訟等の責任については、個別の事案により判断されるものであると考えています。</p>
<p>14 ルート2建築主事が確認審査を行った建築物の計画（法第6条の3の特例を適用し、構造計算適合性判定を受けていない）について、計画変更の申請があった場合に、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に係る部分に変更がなければ、ルート2建築主事が審査を行う必要はない（構造計算適合性判定も不要）と考えてよいか。</p>	<p>そのとおりです。この場合、建築主事は、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を行っていないため、確認済証には「注 不要な文字は、抹消してください。」の文字と中段のなお書きを削除していただくことになります。</p>

(5) 判定員について

	問	答
1	指定構造計算適合性判定機関の指定基準について、構造計算適合性判定員の数として算入できるのは、職員である者に限るとされているが、「職員」とは委嘱判定員のような職員も含まれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員」とは常勤・非常勤にかかわらず雇用契約を結んでいる者のほか、構造計算適合性判定を行うために、指定構造計算適合性判定機関と判定業務を行う資格を有する者の間で一定期間構造計算適合性判定員として委嘱契約を締結し、判定業務は機関から個別の案件単位で依頼される者も含まれます。 ・判定員の人数算定においては、上記のような判定員であっても、これまでと同様に実質の業務時間に応じて、判定員の人数算定に加算することは可能です。
2	構造計算適合性判定員について、職員の要件として、「専任」の記載がないが、他の業務との兼業も可能か。	構造計算適合性判定員の人数算定においては、他の業務との兼業をしている構造計算適合性判定員であっても、実質の業務時間に応じて、構造計算適合性判定員の人数算定に加算することが可能です。
3	設計事務所等と構造計算適合性判定の業務について委託契約し、当該設計事務所等に属する構造計算適合性判定員を派遣してもらっているが、このような契約形態でも「職員」として認められるのか。	ご質問のような契約形態は、設計事務所等に所属する職員を派遣してもらうことになるため、指定構造計算適合性判定機関の「職員」として、判定員の人数算定に加算することはできません。
4	上記(5)3のような場合で、「職員」としてみなされず、判定員の人数算定に加算することができないとしても、判定員として業務を行わせることは可能か。	構造計算適合性判定指定準則第3第2号において、「機関は、機関の職員以外の者を判定の業務に従事させてはならない。」と規定しており、指定構造計算適合性判定機関の職員でない者に判定の業務を行わせることはできません。
5	施行規則第18号の8様式の指定構造計算適合性判定機関による適合判定通知書には、構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員の氏名を記載することとなっているが、2名で判定を行った場合は代表する1名のみを記載すればよいのか。	構造計算適合性判定は原則として、2名以上で実施することとなっているため、少なくとも、2名は記載していただく必要があります。ただし、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について(技術的助言)」(平成19年国住指第3425号)により、比較的小規模な建築物について1名で判定を行った場合においては、1名のみの記載で構いません。

(6) その他

	問	答
1	大臣指定の指定構造計算適合性判定機関の指導・監督に、委任している都道府県は関与しないのか。	大臣指定の指定構造計算適合性判定機関への監督命令は、国土交通大臣が行いますが(改正法第77条の35の16)、報告・検査等は国土交通大臣だけでなく委任している都道府県も行うことができます(改正法第77条の35の17)。適正に制度を実施していくためには、国と都道府県が連携していくことが重要と考えています。

<p>2 全体計画認定や長期優良計画の認定等を行う際には、いままでは任意で構造計算適合性判定を行うことを求めているが、法改正後は義務付けがなされるのか。</p>	<p>・全体計画認定においては、特定行政庁が申請に係る建築物の安全性を確かめるため特に必要があると認めて規則に定める図書及び書類を申請書に添付するよう措置しました(施行規則第10条の23第6項)。建築物の安全性を確かめるために特に必要な書類として、適合判定通知書を定めることで、建築主に対して構造計算適合性判定を行うことを求めることが可能です。なお、この場合、建築主は、計画に変更がない限り当該適合判定通知書を建築主事等に提出すればよく、改めて構造計算適合性判定を申請する必要はありません。</p> <p>・全体計画認定以外の長期優良住宅等の認定においては、これまでどおり、任意で構造計算適合性判定を行うことを求めることになります。</p>
<p>3 都道府県知事が法第18条の2の規定により、構造計算適合性判定の業務の全部を指定構造計算適合性判定機関に委任した場合にも、施行規則第6条の4の台帳の整備は必要なのか。</p>	<p>ご質問の場合のように、都道府県知事が構造計算適合性判定の業務を行わない場合においては、施行規則第6条の4の台帳の整備は必要ありません。</p>
<p>4 (確認申請書の様式について) 今回の改正で追加された、施行規則第2号様式の第6面は、独立部分が2以上ない場合は添付しなくともよいのか。</p>	<p>独立部分が1の場合においても、第6面は添付していただく必要があります。構造計算適合性判定が別申請となったことに合わせて、確認申請書のみで構造計算の区分や構造計算に用いたプログラムが確認できるようにすることを目的に、第6面を追加したところです。</p>
<p>5 (確認申請書の様式について) 今回の改正で追加された、施行規則第2号様式の第6面は、令第3章第8節の構造計算の必要がない型式部材等製造者認証及び型式適合認定並びに法第20条第1項第4号イに適合する建築物の場合は添付しなくともよいのか。</p>	<p>独立部分が複数あるかどうかの確認等のため、ご質問のような場合においても、第6面は添付していただく必要があります。この場合、4、5、6欄については、空欄で構いません。</p>
<p>6 エキスパンションジョイント等により構造上分離された部分が2以上ある場合、それぞれの部分を別の指定構造計算適合性判定機関に申請することはできるのか。</p>	<p>できません。</p>
<p>7 敷地内に複数の建築物がある場合、それぞれの建築物を別の指定構造計算適合性判定機関等に申請することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>
<p>8 全体計画認定時に適合判定通知書を添付した場合、当該適合判定通知書をその後の確認申請の中でも使用できることとなっているが、(建築基準法に基づかない)任意の適判を求めている場合でも、適合判定通知書として確認申請書の中で使えるのか。</p>	<p>使えません。確認申請においては、法6条の3の規定に基づき申請し交付された適合判定通知書が必要になります。</p>
<p>9 指針告示第2第4項第7号の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関等が行った「建築主事等の照会に対する回答」に対して、法第94条の不服申し立てを行うことはできるのか。</p>	<p>「建築主事等の照会に対する回答」については、指定構造計算適合性判定機関等の処分ではないため、不服申し立てを行うことはできません。</p>

<p>10 建築主事の任命範囲を構造計算ルートで分けることは可能か。</p>	<p>所轄区域を定めて建築主事を指定をした上で、建築物の規模等により所掌事務(業務区分)を分けて業務を行うこと同様に、構造計算ルートにより所掌事務(業務区分)を分けて業務を行うことは可能です。</p>
<p>11 (確認申請書の様式について) 確認申請書の第六面の注意書きとして、『⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。』と記載されている。しかし、令第137条の2の第2号には、「イ」「ロ」だけではなく「ハ」もある。第2号「ハ」に該当する場合はどのように記載すればよいか。</p>	<p>令第137条の2第2号「ハ 前号に定める基準に適合するものであること。」に適合する場合には、適用した前号(第1号)の基準を記載してください。 なお、国土交通省のHP(建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)について)、改正後の確認申請書の様式の記載例について参考として掲載しているため、ご参照ください。</p>

○仮使用認定関係

	問	答
1	<p>(審査について) 指定確認検査機関が仮使用認定の際の現場検査は必要か。</p>	<p>改正法第7条の6第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することを確認するためには基本的に現場検査が必要になると考えられます。</p>
2	<p>(審査について) 特定行政庁に施行日の前に仮使用承認の申請があったものについて、施行日以降に仮使用を認める場合、仮使用認定の通知を行うこととなるのか。</p>	<p>その通りです。</p>
3	<p>(審査について) 指定確認検査機関は、仮使用認定の申請の際に提出される安全計画書（規則第4条の16第2項）をどのように審査するのか。</p>	<p>仮使用認定の申請の際に指定確認検査機関に提出される安全計画書は、指定確認検査機関が申請内容が基準に適合しているか審査する際の補足資料としていただき、申請内容の不整合がないか、基準に適合しない記載内容がないかを審査することとなります。</p>
4	<p>(審査について) 指定確認検査機関が仮使用認定報告書を提出した後、特定行政庁が認定基準に適合しないと認める場合は認定を失効させる事が出来るとされているが、基準に適合しない旨の通知を行うまでの期限はあるか。</p>	<p>規定されていませんが、認定基準に適合しないと判断した際には速やかに行う必要があります。</p>
5	<p>(審査について) 改正法施行前（H27.5/31以前）に特定行政庁から仮使用承認を受けた建築物で、仮使用の部分の変更が生じた場合に、基準に適合していれば指定確認検査機関で仮使用認定を受けることは可能か。</p>	<p>可能です。</p>
6	<p>(審査について) 法第6条第1項第4号の建築物は、法第7条の6第1項において仮使用認定を受けなくても建築物の使用開始が可能だが、仮使用認定を受ける事は可能か。</p>	<p>仮使用認定は不要であり、また法令上認定する規定はありません。</p>
7	<p>(審査について) 指定確認検査機関が、仮使用認定の審査等に当たり、基準に適合しているかどうか明確に判断できない場合など、仮使用認定の適正な実施のため必要な事項について、法第77条の32第1項の規定に基づき特定行政庁に照会することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>
8	<p>(審査について) 指定確認検査機関が仮使用認定をしたときは、7日以内に仮使用認定報告書を特定行政庁に提出することとされているが、何を添付して提出することになるのか。</p>	<p>規則第4条の16第3項に定める書類を添付して提出することとなります。 具体的には、第34号様式の第2面による書類と、平成27年国土交通省告示第278号に定める書類(基準に適合することを確認するためのチェックリスト)を添付することとしています。</p>

<p>9 (審査について) (指定確認検査機関の立場から) 仮使用認定の申請があった建築物について、「仮使用の部分が建築基準関係規定に適合すること」(平成27年国土交通省告示第247号第1第2項、第3項第1号イ及び第2号ハ)の審査は、どのように行えばよいか。</p>	<p>仮使用の部分が建築基準関係規定へ適合しているかどうかの審査に関しては、規則別記第19号様式による申請書の第4面に準じた「工事監理の状況」及び規則第4条の4の2で準用する第4条第1項第5号に準じた書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、仮使用部分に係る建築物の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることにより行います。</p>
<p>10 (審査について) (指定確認検査機関の立場から) 上記について、中間検査を既に終えている建築物について、仮使用認定の申請があった場合の検査は、どのように行えばよいか。</p>	<p>中間検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分については、仮使用認定の審査があった場合、検査を要しません。また、この場合、仮使用認定の申請の際に直前の確認に要した図書を提出する場合にあっても、当該建築物の部分に係るものについては提出は不要です。</p>
<p>11 (申請について) 規則4条の16第1項及び第2項で規定する「当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類」とは、確認済証の副本(添付図書を含む。)や、その写しと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>12 (申請について) 平成27年5月31日以前に工事に着手している場合であっても、平成27年6月1日以降に仮使用認定の申請を指定確認検査機関に行うことができるか。</p>	<p>可能です。</p>
<p>13 (直前の確認を受けた指定確認検査機関に申請しない場合の申請・審査について) (申請者の立場から) 指定確認検査機関への仮使用認定の申請の際に、直前の確認を受けた指定確認検査機関に申請しない場合、直前の確認に要した図書及び書類を添えることになっているが、構造計算書等の確認図書一式を添えるのか。</p>	<p>確認に要した書類のうち、平成27年国土交通省告示第247号第11に定める基準に係る図書以外については提出は不要です。このため、例えば構造計算書等の構造関係規定に係る審査に要する図書については改めて添えて申請する必要はありません。</p>
<p>14 (直前の確認を受けた指定確認検査機関に申請しない場合の申請・審査について) (指定確認検査機関の立場から) 指定確認検査機関への仮使用認定の申請の際に、直前の確認を受けた指定確認検査機関に申請しない場合、仮使用認定の審査において、認定申請に添えられた直前の確認に要した図書及び書類について、内容を審査(確認)する必要があるか</p>	<p>仮使用の部分に係る建築物の計画が平成27年国土交通省告示第247号第11に定める基準に適合しているかどうかの審査に関しては、規則第4条第1項第4号に準じた計画の変更の内容を記載した書類により、直前の建築確認(計画変更に係るものを含む。)又は中間検査を受けた日以降において行われた計画の変更の内容が、規則第3条の2に規定する軽微な変更に該当するかどうかを確かめることにより行うこととし、確認に要した図書に記載された内容が建築基準関係規定に適合しているかどうかを再度確かめることは要しません。</p>
<p>15 (特定行政庁の仮使用認定と、指定確認検査機関の仮使用認定について) 特定行政庁が仮使用認定を行う対象と、建築主事・指定確認検査機関が仮使用認定を行う対象は包含関係にあるのか。</p>	<p>その通りです。 特定行政庁による認定は、従来の制度と変わりません。従来、特定行政庁が行ってきた仮使用承認のうち、国土交通大臣が定める基準への適否の判断というき束行為として確認できる部分のみを指定確認検査機関等が実施できることとされています。</p>

16	(特定行政庁の仮使用認定について) 特定行政庁の仮使用承認準則の見直しは行われぬのか。	従来特定行政庁が行ってきた仮使用承認の考え方は変わらないため。準則を新たに発出する予定はありません。
17	(特定行政庁の仮使用認定について) 限定特定行政庁の建築主事が仮使用認定を行うことは可能か。	行うことはできません。
18	(建築主事の仮使用認定について) 改正前の建築基準法第7条の6第1項第1号は、法第7条第1項の申請が受理された後は建築主事のみが仮使用承認を行うことが可能であったが、改正後はどうか。	改正後は、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関が仮使用認定可能です。
19	(消防部局との連携について) 消防部局に提出する工事の消防計画は、指定確認検査機関を通じて提出する事になるのか。	指定確認検査機関に仮使用認定の申請をする場合、消防部局に直接提出する必要があります。
20	(消防部局との連携について) 指定確認検査機関が仮使用認定を行う場合の消防部局との連携方法はどのようにするべきか。	指定確認検査機関による仮使用認定は、消防法第17条を含む建築基準関係規定に適合することを羈束行為として確認することとされているため、消防法第17条への適合を含め、主体的に確認するのは指定確認検査機関です。 消防部局との連携方法としては、消防法第17条に適合するか判断に悩む場合等に、必要に応じて消防部局に照会したうえで判断することが考えられます。
21	(法第90条の3の安全計画書について) 指定確認検査機関が仮使用認定を行った場合、法第90条の3に基づく安全計画書の取扱いはどうなるのか。	施行規則第11条の2第2項の規定に基づき、特定行政庁には別記第69号様式の届出のみが届くこととなります。
22	(法第90条の3の安全計画書について) 指定確認検査機関に仮使用認定の申請を行う場合、法90条の3に基づく届出の対象は変わるのか。また、届出は指定確認検査機関を通じて届け出る事になるのか。	指定確認検査機関に仮使用認定の申請を行う場合であっても、法第90条の3により、令第147条の2で定める建築物についての新築又は避難施設等に関する工事について、あらかじめ工事の安全上の措置等に関する計画を特定行政庁に届け出る必要があります。 また、特定行政庁に直接提出する必要があります。
23	(平成27年国土交通省告示第247号について) 平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第1号と同項第2号の違いは何か。	告示第1第3項第1号は、工事完了前で、外構工事（敷地に係る工事）以外の工事が完了している場合の基準を規定している。 告示第1第3項第2号は、工事完了前で、第1号以外の場合（建築物等が工事中の場合）の基準を規定している。

<p>24 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) バリアフリー法上、建築物移動等円滑化基準への適合義務がある建築物(特別特定建築物のうち新築や増築等に係る部分の床面積が2,000㎡以上のものや、同法第14条第3項に基づく条例により義務付け対象として追加されたもの)について、仮使用の部分は建築物移動等円滑化基準に適合させる必要があるか。</p>	<p>バリアフリー法は、同法第14条第4項において建築基準関係規定にみなす旨規定されており、建築物移動等円滑化基準への適合義務がある建築物の場合、適合させる必要があります。</p>
<p>25 上記のバリアフリー法の建築物移動等円滑化基準への適合義務について、床面積が2,000㎡以上とは、仮使用の部分を含む棟全体で判断するのか。 また、その場合、仮使用の部分が同基準に適合することを確認すればよいか(同基準に適合させるのは仮使用の部分を含む棟全体ではないと解してよいか)。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>26 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 仮使用の部分が、建築基準法第40条に基づく地方公共団体の条例により附加された制限に適合する必要があるか。</p>	<p>仮使用の部分は建築基準関係規定に適合させる必要があるため、建築基準法第40条に基づく地方公共団体の条例により附加された制限のうち建築物の構造又は建築設備に関するものは適合させる必要があります。</p>
<p>27 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 法第27条、第61条、第62条はそれぞれ仮使用の部分を含む棟全体で判断すべきと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>28 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 仮使用の部分が、確認を受けた計画に沿ったものである必要があるか。</p>	<p>仮使用時点でもできるだけ確認を受けた計画に沿った計画とすることが望ましいですが、仮使用の部分が建築基準関係規定に適合することとしては確認を受けた計画に沿ったものに限っていません。</p>
<p>29 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 仮使用の部分は集団規定に適合させる必要はあるか。</p>	<p>仮使用の部分は建築基準関係規定に適合させる必要があるため、同一敷地内の建替えの特例の場合(同告示第1第3項第2号ホ)を除き、集団規定にも適合させる必要があります。その際、仮使用の部分だけでなく敷地全体で基準の適合性を判断することとなります。</p>
<p>30 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 建築物の1階部分を仮使用する場合であっても、法第56条や法第56条の2、法第58条といった高さの規定を棟全体で満たす必要があると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>31 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 確認申請時に避難安全検証法(ルートB)を採用している場合、仮使用の部分(工事作業者の経路を除く。)について再検証して安全性を確認した場合は「仮使用の部分は避難関係規定に適合する」と考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>32 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 建築確認において、法第20条の国土交通大臣の認定(時刻歴応答解析)を受けている場合において、仮使用の部分に係る躯体工事が完了している場合は「仮使用の部分が建築基準関係規定に適合する」と考えてよいか。</p>	<p>法第20条の国土交通大臣の認定を受けている場合は、認定内容に適合することを確認しなければ法第20条に適合することを確認できません。 このため、認定に係るすべての部分の躯体工事が完了し、認定内容に適合することが確認できた場合に、「仮使用の部分が建築基準関係規定に適合する」とこととなります。</p>
<p>33 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 確認申請時に避難安全検証法等を採用し国土交通大臣の認定を受けている場合(ルートC)において、仮使用を想定したあらかじめの検証が認定内容に含まれている場合は「仮使用の部分は避難関係規定に適合する」と考えてよいか。</p>	<p>本来認定する内容ではないため、そのような認定を受けることは困難です。</p>
<p>34 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ(建築物等の工事中の場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) 確認申請時に避難安全検証法等を採用し国土交通大臣の認定を受けている場合(ルートC)において、仮使用の部分(工事作業者の経路を除く。)について避難安全検証法(ルートB)で再検証して安全性を確認した場合は「仮使用の部分は避難関係規定に適合する」と考えてよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>35 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ホ(建替えの特例)について) 「やむを得ないと認められる場合」とあるが、別途、指定確認検査機関等に認定申請が必要となるか。</p>	<p>別途認定を行うものではありません。</p>
<p>36 (平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第1号イ(外構工事のみ残っている場合の仮使用の部分の建築基準関係規定への適合)について) バリアフリー法について、同法施行令18条に規定される「移動等円滑化経路」(段差、点字ブロック等)は、建築物の敷地のみに係る部分の規定ではないと解釈して支障ないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

37	<p>(平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第1号ロ(外構工事のみ残っている場合の敷地の基準の適合)について)</p> <p>外構工事のみが終わっていない場合に仮使用する場合、敷地が令第127条から令第128条の2までの規定に適合する旨規定されているが、これは外構工事は終わっていないが敷地内通路等が確保されていればよいということか。また、工事のため、最終的な敷地内通路ではない通路(基準に適合するもの)を確保することでもよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
38	<p>(平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号イ及びロ(仮使用の部分と工事部分の防火区画)について)</p> <p>常時閉鎖式の特定防火設備ではなく、一時間準耐火構造を満たすせっこうボードでも問題ないか。</p>	<p>「1時間準耐火構造の壁」と規定されているので問題ありません。(ただし、常時閉鎖式の特定防火設備でなければ、防火区画部分を通行することはできません。)</p>
39	<p>(平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号イ及びロ(仮使用の部分と工事部分の防火区画)について)</p> <p>なぜ「常時閉鎖式」の特定防火設備としているのか。随時閉鎖式ではだめなのか。</p>	<p>常時、仮使用の部分と工事部分とを物理的に防火上有効に区画することが本基準の趣旨ですので、仮使用認定を行う指定確認検査機関等の基準としては常時閉鎖式の特定防火設備としています。</p>
40	<p>(平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号イ及びロ(仮使用の部分と工事部分の防火区画)について)</p> <p>特定行政庁の仮使用承認の運用が変わることがあるか。特定行政庁では一時間準耐火構造まで求められていなかったが、今後は特定行政庁の仮使用認定でも同様の基準で運用されるのか。</p>	<p>従来特定行政庁が行ってきた仮使用承認の考え方は変わりません。</p>
41	<p>(平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号イ及びロ(仮使用の部分と工事部分の防火区画)について)</p> <p>確認申請上、耐火構造としなければならない建築物であっても、仮使用の部分と工事部分とを1時間準耐火基準に適合する床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火設備で区画すればよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
42	<p>(平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ホ(建て替えの特例)について)</p> <p>同一式内に別棟を増築する際に、別棟の一部を工事中に仮使用する場合は指定確認検査機関等の仮使用認定の対象か。既存棟を除却する場合はどうか。</p>	<p>どちらも適用できます。</p> <p>棟別に判断するため、別棟を同一敷地内に建てる場合は新築として平成27年国土交通省告示第247号の基準を適用します。</p> <p>既存棟を除却できる場合は、建替えの特例(同告示第1第3項第2号ホ)が適用できます。</p>
43	<p>(平成27年国土交通省告示第247号第3(国土交通大臣が定める工事)について)</p> <p>同告示第3第3号に該当する改築工事において、既存部分に防火区画に係わる工事が必要な場合でも指定確認検査機関による仮使用認定は可能か。</p>	<p>「建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築の工事」(基準告示第3第3号)に該当しないため、指定確認検査機関等による仮使用認定はできません。</p>

<p>44 (平成27年国土交通省告示第247号第3(国土交通大臣が定める工事)について) 仮使用認定の申請の際、増築等の工事で避難施設等に関する工事を含むものは、誰に申請することとなるのか。</p>	<p>規則第4条の16第3項の規定により、国土交通大臣が定める工事(平成27年国土交通省告示第247号第3に定める工事)以外の工事は、建築主事に完了検査の申請が受理される前又は指定確認検査機関が検査の引受けを行う前のものは特定行政庁に申請することとなります。</p>
<p>45 (仮使用認定の内容の変更について) 仮使用認定の申請者は、認定を受けた後に工事が進捗したとしても、仮使用を継続する場合には常に認定内容に適合させる必要があると考えるが、例えば工事完了の直前には、完了検査を受けるために仮使用部分と工事部分の防火区画を撤去する必要があるが、その場合はどのように考えればよいか。</p>	<p>そのような場合は、防火区画を撤去した後に遅滞なく完了検査を受ければ問題ありません。(防火区画を撤去した状態が継続される場合には是正指導対象となりますので、注意してください。)</p>
<p>46 (計画変更と仮使用認定について) 仮使用認定を受けた後、その認定の内容に影響があるような計画変更を行った場合、仮使用認定を取り直す必要があるか。</p>	<p>その必要があります。</p>
<p>47 (仮使用認定の期間について) 工事工程等の見直しにより工事が終了しない場合はその都度仮使用認定を申請し、仮使用の期間を見直すこととなると考えるが、大規模な既存建築物を使用しながら順次、建替えを行う場合、仮使用の期間が3年を超える建替え計画となる事も考えられる。3年以内で仮使用認定を受け、仮使用の期間終了前に再度仮使用認定を再申請するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>48 (仮使用認定の期間について) 既に指定確認検査機関等の仮使用認定を受けた建築物について、工事の都合上、仮使用の期間を延長するための申請を行うこととなった。その結果、当初の仮使用の開始から3年を超えることになるが、指定確認検査機関等で延長の認定を行っても支障ないか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>49 (仮使用の部分の追加の認定について) 既に仮使用認定を受けた建築物について、仮使用する部分を追加する場合は、従来からあった認定申請の変更(追加)ではなく、再度認定申請する手続きが必要なのか。</p>	<p>貴見のとおりです。 ただし、従前どおり、既に仮使用している部分の仮使用認定を行った同一の主体に対し、再度仮使用認定の申請を行う場合は、既に仮使用している部分について変更がないことが確認できれば、当該部分について改めて審査を行う必要はありません。</p>
<p>50 (施行日以前に承認したものの扱い) 平成27年5月31日以前に特定行政庁が仮使用承認を行ったもので、仮使用期間が施行日(平成27年6月1日)を超えて承認されている場合、引き続き仮使用するために施行後に改めて仮使用の認定を受ける必要があるか。</p>	<p>その必要はありません。 (仮使用承認の内容に適合しているのであれば、施行後も引き続き仮試用期間内は仮使用できます。)</p>

○構造関係

(1) 法第20条関係

問	答
1 法第6条第1項第3号に掲げる鉄骨造の建築物(現行基準に適合)に、エキスパンションジョイント等で同項第4号に掲げる木造建築物を増築する場合、増築部分は木造の仕様規定のみに適合させればよいか。	そのとおりです。
2 法第20条第2項が新設されたことにより、既存不適格建築物に増改築を行う場合においても、エキスパンションジョイント等で構造上分離されたものであれば別の建築物としてみなして、既存部分には現行規定が遡及適用されないこととなるのか。	法第20条第2項の規定により別の建築物としてみなされるのは、同条第1項の規定の適用についてのみであり、法第3条第3項に基づく既存不適格建築物の増改築時における現行規定の遡及適用については、従来どおりです。このため、既存部分と増改築部分を構造上分離しても原則として遡及適用されます。(なお、従来どおり、令第137条の2の規定に基づき、既存部分が増改築部分とエキスパンションジョイント等で構造上分離されたものについては、既存部分については構造耐力関係規定の適用の緩和が可能です。)
3 法第20条第2項により、別の建築物としてみなされた建築物の部分が法第6条第1項第4号に掲げるものであれば、法第20条第1項第4号が適用され、仕様規定のみに適合していればよいこととなる。この場合、法第6条第1項第4号に掲げる建築物の部分について、法第6条の4の確認の特例を適用することは可能か。	法第20条第2項の規定により別の建築物としてみなされるのは、同条第1項の規定の適用についてのみです。確認申請に係る建築物の計画が法第6条第1項各号のどれに該当するかは建築物単位で判断されるため、例えば法第20条第2項の規定により別の建築物としてみなされる建築物の部分が法第6条第1項第4号に掲げるものであっても、建築物単位で法第6条第1項第2号に掲げるものであれば、法第6条の4の確認の特例を適用することはできません。
4 法第20条第2項により別の建築物としてみなされた建築物の部分(以下「独立部分」という。)について、それぞれの独立部分が同条第1項の何号に該当するかを判断するためには、高さ、階数及び面積等を算出する必要がある。この算出は独立部分ごとに行えばよいか。例えば、高さは独立部分ごとに平均地盤面を設定すればよいのか。	・法第20条第1項各号の適用にあつては、独立部分ごとに、高さ、階数及び面積等を算定し、それぞれ同項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認することとなります。高さの算定にあつては、独立部分ごとに地盤面を設定することとなります。 ・なお、今般の法改正に伴い追加された確認申請書(規則別記第2号様式)の第6面に記載する「延べ面積」及び「建築物の高さ等」については、独立部分がそれぞれ法第20条第1項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認するためのものであり、当該独立部分ごとに算定された数値等を記載することとなります。
5 令第36条の4の「エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法」について、判断が容易にできるよう、解説や例示を明確にしてもらえないか。	「エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法」については、個別性が高く一概には言えないことから、国土交通省から解説や例示を行う予定はありません。

<p>6 複数の建築物の部分が地下や基礎で一体となっている場合や鉛直荷重を伝達する仕様により渡り廊下等で接続している場合も、令第36条の4を適用できると考えてよいか。</p>	<p>複数の建築物の部分が地下や基礎で一体となっている場合や鉛直荷重を伝達する仕様により渡り廊下等で接続している場合も、相互に応力を伝えないことが確認できる場合は、令第36条の4を適用できると考えられます。</p>
<p>7 廃止されたルート2-3で計算された既存建築物は既存不適格建築物となるのか。</p>	<p>ルート3などで改めて構造計算を行い、当該構造計算の基準に適合していれば、既存不適格建築物にはなりません。</p>
<p>8 一方向でルート3の構造計算を行い、別方向でルート1の構造計算を行った場合、構造計算適合性判定は必要か。</p>	<p>平成19年6月20日付の技術的助言(国住指第1335号。平成19年8月10日付国住指第1856号により一部改正。)において、ルート2又はルート1を適用できる場合、張り間方向又は桁行方向のいずれかに、より詳細な構造計算を適用できる旨を通知しているところ。今般、上記の通知の内容の内、いずれかの方向についてルート3の構造計算を行い、別方向についてはルート1又はルート2の構造計算を行った場合については、ルート3と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算に該当するものとして、告示を新設し明確化することとしました(平成27年国交省告示第189号)。したがって、ご質問の場合のように、一方向でルート3の構造計算を行い、別方向でルート1の構造計算を行った場合においても、構造計算適合性判定が必要となります。</p>
<p>9 大臣認定建築物にかかる安全性確保の意味から、当該建築物の接続する別の建築物とみなすことができる建築物とのExp.Jクリアランス寸法は、大臣認定において示してもらいたい。(クリアランスは別の建築物のクライテリアのほかに〇〇〇mm以上確保すること、など。)本改正で、従前までは大臣認定範囲であった接続建築物を確認側で審査することになり、そのクリアランス寸法が重要になります。建築主事等で大臣認定の性能評価の内容まで把握することは困難です。</p>	<p>建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合かどうかは、建築主事等において判断することとなります。</p>
<p>10 大臣認定建築物の地下部分と一体となった建築物(地上では大臣認定建築物とExp.Jもしくはは相当の距離で離れているもの)の取扱いはどのようになるのか。当該建築物による大臣認定建築物地下構造に与える影響の判断は確認審査側では困難と思われず。</p>	<p>建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合かどうかは、建築主事等において判断することとなります。(建築主事等において、相互に応力を伝えない構造方法であると判断できない場合においては、一体の建築物として法第20条第1項第1号の認定を受けることとなります。その中で、地震動による相互の影響が小さい構造方法で接しているかどうかを判断し、それぞれの部分について適切な構造計算を行うこととなります。)</p>
<p>11 今回の法施行前に大臣認定を取得し既に着工された建築物(超高層等建築物にエキスパンションジョイント等を介してルート3規模の中低層部分が接続されている建築物)について、法改正後に付属のルート3建築物のみに計画変更が生じた場合は変更されたルート3建築物の審査は確認審査・適判側のみで行えるということよいか。また、大臣認定の変更は不要か。</p>	<p>計画変更後のルート3建築物については、計画変更の大臣認定を受けるか構造計算適合性判定を受けることとなります。計画変更を行わない既存部分については、法第20条第1項第1号に適合するものとして大臣認定を受けているため、認定範囲の変更を理由とした計画変更の大臣認定は不要です。</p>

12 昭和56年以降の超高層建築物は、読み替え規定により現行法適合とされているが、エスカレーター、エレベーターの改修を行う場合には、大臣認定の再取得が必要となるのか。	令第129条の2の4については、法第20条第1項第1号の認定の範囲には含まれていないため、大臣認定の再取得は必要ありません。 なお、読み替え規定より法第20条第1号の規定による大臣認定を受けているものとみなされるのは、平成19年6月20日改正法施行時の附則に基づくものであり、その後の改正による規定に対しては、現行法適合とみなされるものではありません。
13 エキスパンションジョイントで区切った独立部分ごとに、令第70条の判断をすることとなるのか。	その通りです。
14 一の建築物としての高さは60m未満でも、6面で60mを超える独立部分がある場合には、当該独立部分は時刻歴応答解析及び大臣認定が必要になるか。	その通りです。
15 6月以降に計画変更申請を行う物件の確認申請書は新様式になるが、その際の6面の記載は高さ・階数等が当初構造設計と違って来る可能性がある。その際の構造計算ルートは、上記高さ・階数に応じたものに変更しなければならないか。	すでに着工している場合で、法第20条第2項を適用することによって法に適合しなくなる場合は、既存不適格建築物となります(構造計算をやり直す必要はありません)。 着工していない場合には、独立部分ごとに法第20条第1項各号の判断を行い、法に適合した構造計算を行う必要があります。
16 高さの算定にあたって、独立部分ごとに平均地盤面を設定する際に、基礎が他の独立部分と一体となっている場合など、独立部分では地盤と建築物が接する線の周長が閉じないことがある。その場合の平均地盤面の算定方法については、どう考えればよいか。周長が閉じないまま算定するか、周長が閉じない部分に仮定の線を設定するかいずれか。	独立部分ごとに算定する各数値(高さ、階数及び面積等)については、あくまでも構造関係規定の適用にあたって必要な数値となることから、ご質問のように平均地盤面が直接的に算定できない場合や、推測することが難しい場合については、構造上不利側となるような仮定を置き、地盤面を算定することは差し支えありません。
17 当初60m以下として建築確認したものの計画変更申請があった場合、部分で算定して高さが60mを超えるものは、大臣認定を取る必要がありますでしょうか、それとも、着工していれば、既存不適格建築物として引き続きルート3で扱ってよいでしょうか。その場合、基準時は27年6月1日でよろしいでしょうか。	着工していれば、既存不適格建築物として扱い、従前の構造計算(ルート3)を行うこととなります。その場合の基準時は、法第20条第2項の改正が施行される平成27年6月1日となります。

(2) 法第86条の7・令第137条の2関係

問

答

<p>平成26年4月1日施行の政令改正により令第129条の4第3項第6号が追加され、H17告示第566号の改正に伴い、既存不適格建築物を増築する場合は既存のエレベーターに当該条項が遡及適用されるようになった。</p> <p>既存のエレベーターについて、当該条項に適合するかどうかについて調査すること自体に相当な手間と費用がかかり、結果として適合となることはほとんどなく、入れ替えが必至な現状である。</p> <p>したがって、増築工事そのものに経済上の側面から過大なる負担を強いられるため、計画を断念せざるを得ない状況にも成り得る。</p> <p>このような事態を回避する対応策を整備できないか。</p>	<p>昇降機の構造強度に係る規定については、安全性を確保するために必要な規制であると考えており、地震に対する強度が不足している昇降機に対しては、増築等の機会において、当該規定に適合する必要があるものと考えます。</p> <p>既存エレベーターの耐震基準への適合性調査については、各エレベーターメーカーにおいて必要な情報を適確に収集し、対応するための取り組みを進めております。これにより、既存のまま又は部分的な改修により対応できるケースも多いと聞いております。（（一財）日本建築設備・昇降機センターHP (http://www.beec.or.jp/publication/book/YB2014qa.html)参照)</p> <p>なお、昇降機の耐震改修時の経済的負担を軽減するため、社会資本整備総合交付金により地方公共団体と連携して改修工事の費用を一部支援する制度を設けておりますので、当該制度の利用についてもご検討ください。</p>
<p>既存不適格建築物に高さ60mを超える建築物を増築する場合、増築部分には令第3章の規定が適用されるため、令第81条第1項の基準に適合する必要があるが、令第20条第1号が適用されないため、構造計算について国土交通大臣の認定を受ける必要はないものと考えてよいか。</p>	<p>ご質問の場合は、60mを超える建築物を増築した後の建築物全体の計画が、令第137条の2が適用できない「法第20条第1項第1号に掲げる建築物」に該当することになるため、既存不適格建築物の緩和を受けることはできません。</p>
<p>令第137条の2第1項第1号ロ(2)の基準について、既存不適格建築物に法第20条第1項第4号に掲げる建築物をエキスパンションジョイント等で構造上分離して増築する場合、増築部分について構造計算は必要か。</p>	<p>必要ありません。なお、本規定については法改正前後で実質的な変更はありません。</p>
<p>既存不適格建築物(法第20条第1項第4号に掲げる鉄骨造の建築物)に法第20条第1項第4号に掲げる木造建築物を分離増築する場合、平成17年国交省告示第566号第3第1号ロ及びニただし書に規定する木造建築物の緩和規定を使うことはできるのか。</p>	<p>ご質問の建築物は、建築物全体として「法第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち木造のもの」に該当しないため、平成17年国交省告示第566号第3第1号ロ及びニただし書の規定を適用できません。</p>
<p>(特定増改築構造計算基準について)</p> <p>既存不適格建築物に延べ床面積の1/2以下の増築を行う場合、増築部分には令第82条第4項などが適用されていないため、特定増改築構造計算基準に該当しないものとして、構造計算適合性判定は不要だと考えてよいか。</p>	<p>今般の法改正の趣旨を踏まえて、延べ面積の1/2以下の増改築を行う場合であっても、同じ規模・構造の建築物と新築する場合と同様に、構造計算適合性判定の対象とし、構造計算の審査を万全のものとする必要があるため、所要の告示改正を行う予定です。当該改正案については、平成27年4月14日からパブリックコメントの募集を行っており、同年5月中下旬に公布、同年6月1日に施行することを予定しています。</p>
<p>既存不適格建築物(法第6条第1項第4号に該当)にエキスパンションジョイント等で増築し、建築物全体では、法第6条第1項第2号や第3号に該当する建築物となる場合、既存部分の安全性を確認するために構造計算は必要か。</p>	<p>耐震診断基準に適合していれば、構造計算は必要ありません。</p>
<p>既存不適格建築物(法第20条第1項第4号に掲げる建築物)に、法第20条第1項第4号に掲げる建築物を分離増築した場合(建築物全体としても法第20条第1項第4号に掲げる建築物となる)において、</p> <p>(1) 既存部分の延べ床面積の1/2を超える増築を行う場合</p> <p>(2) 既存部分の延べ面積の1/20以下かつ50㎡以下の増築を行う場合</p> <p>各々の場合において、増築部分に構造計算は必要か。</p>	<p>増築部分が法第20条第1項第4号に掲げる建築物であれば、(1)、(2)に関わらず、構造計算は必要ありません。</p>

8	<p>既存不適格建築物に構造上分離された2以上の部分を分離増築する場合、それぞれの増築部分の規模・構造に応じて構造計算を行うことが必要か</p> <p>構造上分離されている建築物の各部分ごとに、法第20条第1項各号を適用し、規模等に応じた構造計算を行うことが可能です。</p>
9	<p>既存不適格建築物に構造上分離された2以上の部分を分離増築する場合、それぞれの増築部分の規模・構造に応じた構造計算を行うことが必要か。</p> <p>構造上分離されている建築物の各部分ごとに、法第20条第1項各号を適用し、規模等に応じた構造計算を行うことが必要です。</p>
10	<p>既存部分の延べ面積の1/2超の分離増改築を行う場合には、告示566号第2第1号口において、既存部分は「地震時を除き、令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。」とあり、令第82条の4等が適用されていないため、特定増改築構造計算には該当せず、既存部分については構造計算適合性判定の対象にはならないと思われる。一方、既存部分の延べ面積の1/2以下の分離増改築を行う場合には、告示566号第3口において、一体増築の場合も分離増築の場合も、既存部分に第3第1号ニで告示185号を適用しなければ、第2第1号イに定める構造計算(いわゆるルート1～ルート3)が必要となり、地震時と地震時以外とを区別していないことから、既存部分の1/2超の分離増改築を行う場合と異なり、既存部分も構造計算適合性判定を要すると解されないか。</p> <p>平成17年国交省告示第566号第3第1号口の規定に基づき、地震時及び地震時以外について、第2第1号イ(1)又は(2)に定める構造計算を行った場合(ルート2以上の構造計算を行っている場合に限る。)については、構造計算適合性判定の対象となります。一方、エキスパンションジョイント等により、分離増改築を行う場合においては、第3第1号ニに基づき、地震時については耐震診断基準により、地震時以外については令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによる構造計算により、安全性を確かめることができます。</p> <p>①地震時及び地震時以外の構造計算ともに第3第1号ニにより行った場合、②地震時の構造計算を第3第1号ニ前段により行い、地震時以外の構造計算を第3第1号口により行った場合、③地震時の構造計算を第3第1号口により行い、地震時以外の構造計算を第3第1号ニ後段により行った場合については、特定増改築構造計算基準に該当しないため、構造計算適合性判定の対象にはなりません。</p>
11	<p>平成27年6月1日の法改正以前は既存不適格増築時の構造計算基準適用の判断は、新築同様、EXP.Jの有無に関わらず一の建築物の規模等に応じて考えておりましたが、法改正後については技術的助言(国住指第555号 国土交通省住宅局長通知)P.4の下から二行目以降の「なお、法第3条第2項の規定により既存不適格建築物として法第20条の規定が適用されない場合であっても、構造計算基準の適用を判断する場合にあっては、エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分ごとに、法第20条第1項各号を適用することが可能であり」としているため、令第81条第4項及びH20年国交告第37号及び第38号が廃止されても、建物全体ではなくその部分ごとで法20条1項各号を適用させて、特定増改築基準の構造計算を行っているかどうかで構造計算適合性判定の有無を判断するということがよいか。</p> <p>その通りです。</p>

(3) 増改築を行う建築物に係る申請図書及び書類の合理化について

問	答
1 施行規則第1条の3第10項の特例について、検査済証の提出があれば、直前の確認に要した図書及び書類の提出を不要としてよいのか。	直前の確認申請からの変更点や、増改築による既存部分への影響を確認するため、検査済証だけではなく、既存部分の図書及び書類の提出も必要です。
2 施行規則第1条の3第10項の特例により、構造計算書の提出が不要となったものに関しては、構造計算適合性判定も不要となると考えてよいのか。	その通りです(施行規則第3条の7第4項)。
3 平成19年より前に確認申請を行った建築物の計画(構造計算適合性判定を受けていない)についても、施行規則第1条の3第10項の特例により、確認申請時の構造計算書等の提出が不要となり、構造計算適合性判定も不要となるのか。	過去に構造計算適合性判定を受けているかどうかに関わらず、既存部分の計画が「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するものであれば、施行規則第1条の3第10項の特例を使うことは可能です。
4 台帳記載事項証明書等の過去に検査を受けたことを証明できる書類についても、検査済証の写しと同等の書類とみなして審査を行っても構わないのか。	その通りです。
5 平成19年以前は計画通知において、構造計算書が添付されていなかったが、こうした計画に増改築を行う場合に、施行規則第1条の3第10項の特例を使うことはできるのか。構造計算基準に適合することの確認は建築主事が行ってなければならないのか。	計画通知においても、構造計算基準を含めて建築基準関係規定に適合するかどうかの審査は建築主事が行うものです。直前の計画通知の添付図書等と今回の計画通知の添付図書等を比較した上で、既存部分の計画が「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するものであれば、施行規則第1条の3第10項の特例を使うことは可能です。
6 (施行規則第1条の3第10項について) 既存部分が現行の構造計算基準に適合していることの確認はどのようにすればよいのか。	基本的には検査済証の写しにより確認することになります。ただし、直前の確認を受けた計画から変更がないかどうか等、既存部分の計画が「構造計算基準に適合する部分の計画」に該当するかどうかは別途確認する必要があります。
7 (施行規則第1条の3第10項について) 完了検査を受けていないものについて、既存部分が現行の構造計算基準に適合していることを証明すれば、特例を使うことはできるか。	ご質問の場合は、確認審査において、再度現行の構造計算基準に適合しているかどうかの審査を行うことが必要となることから、特例を使うことはできません。

<p>8 (増築を繰り返す計画における施行規則第1条の3第10項の適用について) 改正法施行前に、既存不適格建築物にエキスパンションジョイント等により分離増築①を行った場合、分離増築①の部分でルート3の構造計算を行っていても構造計算適合性判定は必要なかった。この建築物にさらに分離増築②を行う場合、分離増築①の部分について改めて構造計算適合性判定を受ける必要はあるのか。</p>	<p>分離増築②を行うにあたり、分離増築①の部分の計画に改変等がなく、「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するのであれば、分離増築①の部分の構造計算書等の提出は不要です。この場合、構造計算適合性判定も必要ありません。</p>
<p>9 (増築を繰り返す計画における施行規則第1条の3第10項の適用について) 改正法施行前に、既存不適格建築物にエキスパンションジョイント等により分離増築①を行った場合、分離増築①の部分でルート3の構造計算を行っていても構造計算適合性判定は必要なかった。分離増築①の部分について、任意の構造計算適合性判定を受けている場合において、この建築物にさらに分離増築②を行う場合、分離増築①の部分については過去に受けている任意の適合判定書を添付すればよいのか。</p>	<p>分離増築②を行うにあたり、分離増築①の部分の計画に改変等がなく、「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するのであれば、分離増築①の部分の構造計算書等の提出は不要です。この場合、構造計算適合性判定も必要ありません。(任意の適合判定通知書を添付する必要もありません。)</p>
<p>10 型式適合認定を受けた既存建築物について、分離増築を行う場合に、施行規則第1条の3第10項の規定を適用することは可能か。</p>	<p>型式適合認定の有無によらず、既存部分の計画が「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するものであれば、施行規則第1条の3第10項の規定を適用することは可能です。なお、この場合、型式適合認定を受けた建築物の審査特例は適用しないこととなります。</p>
<p>11 (施行規則第1条の3第10項の関係としての質問) 時刻歴応答解析を行い大臣認定を受けた超高層建築物等に増築を行う場合、既存の大臣認定を受けた時期が昭和56年6月1日以降であれば、既存建築物は現行の法第20条に適合しているものだとよいのか。</p>	<p>・一概には言えません。時刻歴応答解析を行い大臣認定を受けた建築物であっても、特定天井等の基準の追加により法第20条の既存不適格建築物となっている場合があります。そうではない場合、増築を行うにあたり、既存の大臣認定を受けた建築物に改変がなければ、法第20条に適合するものとして過去の大臣認定書を添付することは可能です。改変を行うのであれば、再度大臣認定を受ける必要があります。 ・なお、施行規則第1条の3第10項で対象としている構造計算基準に時刻歴応答解析は含まれていません。</p>
<p>12 令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合することが明らかなものについて、以下のような法第20条の既存不適格建築物において、令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合することが明らかなものとして構造計算書等の添付は不要と考えてよいのか。 ・仕様規定に適合していない建築物 ・令第129条の2の4に適合しない昇降機を設置している建築物</p>	<p>既存不適格建築物(令第81条第2項又は第3項に規定する基準に係る既存不適格建築物を除く。)であるかどうかに関わらず、既存部分の計画が「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するものであれば、施行規則第1条の3第10項の特例を使うことは可能です。</p>

13	<p>令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合することが明らかなものについて、以下のような法第20条の既存不適格建築物において、令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合することが明らかなものとして構造計算書等の添付は不要と考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様規定に適合していない建築物 ・令第129条の2の4に適合しない昇降機を設置している建築物 	<p>既存不適格建築物(令第81条第2項又は第3項に規定する基準に係る既存不適格建築物を除く。)であるかどうかに関わらず、既存部分の計画が「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するものであれば、施行規則第1条の3第10項の特例を使うことは可能です。</p>
14	<p>平成12年以前に確認申請を受けたものについては、現行の令第81条が規定されていなかったが、これらの建築物に増改築を行う場合に、規則第1条の3第10項の特例を使うことは可能か。</p>	<p>既存部分の計画が「構造計算基準に適合することが明らかな部分」に該当するものであれば、施行規則第1条の3第10項の特例を使うことは可能です。</p>
15	<p>平成27年国土交通省告示第180号第一号の「直前の確認を受けた計画から変更がないもの」であるかどうかの判断は、書面審査主義のもと、確認審査時は申請者からの申告のみで足りるということによいか。</p>	<p>通常の確認審査と同様に申請書等から確認できる範囲で、計画に変更がないかどうかを審査することとなります。</p>
16	<p>既存建築物が4号特例で確認を行った木造建築物(現行法適合)にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分と増築部分を合わせて1の建築物となるので、これが法第6条第1項4号建築物以外となる場合は、審査特例が使えない。また、既存部分の計画が「構造計算基準に適合することが明らかな部分」というのは施行規則1条の3表3に係る部分のため、施行規則1条の3第10項の特例の対象外であり、規則1条の3表2にかかわる既存部分が仕様規定に適合していることを確認するための構造図は必要ということか。</p>	<p>その通りです。</p>

○移転関係

	問	答
1	建築物の躯体を一旦解体し、移転先で元通りに組み立て直す、いわゆる解体移転は、建築基準法上の「移転」に該当するのか。	従来通り、建築基準法上の「新築」扱いとなります。
3	敷地外移転を行う場合、令第137条の16第2号の規定による認定の申請の図書は定められているのか。また、確認申請時に添付する図書は定められているか。	施行規則第10条の4の2において、別記第48号様式による申請書の正本及び副本に、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて申請することとしています。また、施行規則第1条の3第1項の表2の(63)項に、確認申請時に添付する図書として、付近見取図のほか、特定行政庁の認定の内容に適合することの確認に必要な図書を添付することを求めています。
4	法第86条の7第4項において、「建築基準法令の規定は適用しない」と規定されているが、建築確認手続きも除外されているのか。	現行の建築基準への適合を求めず既存不適格建築物のまま移転ができるという趣旨であり、確認等手続きが除外されることはありません。なお、手続きに既存不適格という概念はありません。

○防火・避難関係

	問	答
1	法第27条第1項の「外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるもの」として令第110条の2第2号に定めるものは、特定の建物（木造3階建て学校等）に限ると考えてよろしいか。	法別表第1(イ)欄(三)項の用途に供する建築物のうち今回新たに建築が可能となる1時間準耐火構造の木造3階建て学校等や3階以上の階を法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項の用途に供する建築物で、令第110条第1号に掲げる基準に適合するものとして法第27条第1項の認定を受けた建築物について、一定の開口部を新たな規制対象として定めています。
2	法第27条第1項に規定する特殊建築物の防火設備について、求める性能を屋外から屋内への遮炎性能のみの要求としたのはなぜか。	在館者の避難安全の確保という観点から、屋内から屋外への遮炎性能については不要とし、性能を明確化したことによるものです。
3	屋外から屋内への遮炎性能を有する防火設備としてどのような防火設備が想定されるのか。	一般的な仕様として、法第2条第9号の2口に規定する防火設備を告示で定めています。
4	従前の耐火建築物・準耐火建築物と、改正後の「特定避難時間倒壊等防止建築物」・「耐火構造建築物」とはどのような関係になるのか。	要求される性能としては、以下のとおりとなります。 「特定避難時間倒壊等防止建築物」 主要構造部：特定避難時間が45分未満の場合を除き、準耐火建築物と同等以上の性能を有する。 外壁の開口部：周囲への遮炎性能を求めている。 「耐火構造建築物」 主要構造部：耐火建築物と同一の性能を有する。 外壁の開口部：周囲への遮炎性能を求めている。 なお、法第2条第9号の2口に掲げる屋内及び周囲への遮炎性能を有する防火設備を設けた場合※は、特定避難時間が45分以上の特定避難時間倒壊等防止建築物は準耐火建築物、耐火構造建築物は耐火建築物となります。 ※法第27条第1項の規定に基づく建築物の外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法として、法第2条第9号の2口に規定する構造とすることを定めています。

<p>5 従前の法別表第1（に）欄に該当する建築物は、今回の改正により従前の（は）欄同様の性能（改正法第27条第1項第2号による耐火建築物）が求められることとなったと認識している。当該建築物は、ほとんどが法第2条第9号の3口に該当する準耐火建築物となっているが、令第110条第1号の表に掲げる特定避難時間を満足する構造として位置づけられるのか。</p>	<p>法第27条第1項第2号に該当する建築物は耐火建築物とすることを求めるものではありません。従前の法別表第1（に）欄に該当する建築物は、「特定避難時間倒壊等防止建築物」を定める告示において、法第2条第9号の3口の政令で定める基準（令第109条の3各号に掲げる基準）に適合する構造とすることができるよう定めています。</p>
<p>6 建築確認における「特定避難時間」の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>告示で、特殊建築物の用途、規模による特定避難時間に応じた主要構造部の構造方法（仕様）を定めていますので、建築確認ではその仕様に適合しているかどうかを確認いただき、特定避難時間についての審査を行うことはありません。なお、告示で規定する構造方法によらない場合は、個別に特定避難時間の妥当性等を審査した上で、大臣が認定することとなります。</p>

○38条関係

	問	答
1	今回の法改正により「新38認定」が創設されたことで、「旧38認定」も復活することになるのか。	「旧38認定」は、既に廃止されていますので、今回の法改正により「新38認定」が創設されたとしても、「旧38認定」の効力が戻るということはありません。
2	「旧38認定」を受けていた建築物は、法改正に伴ってただちに「新38認定」を受けなければならないのか。	「旧38認定」を受けた建築物で現在既存不適格扱いとなっているものについては、引き続き既存不適格建築物として存置することができます。

○定期報告制度関係

	問	答
1	平成28年6月までに施行という中で、新規対象への周知、所有者等における予算確保、定期報告までには一定の準備期間を要すると考えられるが、初回の報告までの猶予期間を見込めるような緩和規定が（例えば施行規則第5条に）盛り込まれるのか。	ご質問のような緩和規定を盛り込む予定は現時点ではありませんが、報告の時期については現行どおり特定行政庁が定める時期とする予定です。
2	国等の建築物及び建築設備等の点検における、維持保全に関する2年以上の実務経験を規定した平成17年告示第572号は改正されるのか。	現在検討中です。
3	定期報告の対象建築物の規模等は法施行前（H28.6.4まで）のいつ頃明らかになるのか。	現在、JCBA安全安心推進部会に協力いただきながら検討を進めています。それを踏まえ、平成27年夏頃を目途にパブリックコメントの募集を実施した上で、政令を公布する予定です。
4	建築基準適合判定資格者も法第12条の2第1項第2号に該当し、調査・検査は可能か。	建築基準適合判定資格者については、法第12条の2第1項第2号に基づく告示に位置付けることを予定しています。

○集団規定関係

	問	答
1	法第52条第3項の「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」の、その他これらに類するものには、具体的にどのような施設が該当するか。	「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」には、居住のための施設としての継続的入所施設が該当しますが、具体例としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、福祉ホーム等が挙げられます。

<p>2 「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」の対象施設は、具体的に何か。</p>	<p>「老人ホーム等」とは、居住のための施設としての継続的入所施設である社会福祉施設、有料老人ホーム及び更生保護施設が該当します。 具体的には、以下のようなものが例として挙げられます。 ①老人福祉法にいう認知症対応型老人共同生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム ②児童福祉法にいう児童自立生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童自立支援施設 ③生活保護法にいう救護施設、更生施設及び宿所提供施設 ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設、宿泊型自立訓練に係る施設、共同生活援助に係る共同生活を営むべき住居及び福祉ホーム ⑤売春防止法にいう婦人保護施設 ⑥更生保護事業法にいう更生保護施設</p>
<p>3 身体障害者福祉ホームが福祉ホームに改正されたが、規制される建築物は従前と変わらないものと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>4 「老人ホーム等」の考え方は令19条の児童福祉施設等とは異なると考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>5 法第52条第3項の「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」と、法別表第2（を）項第四号の「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」とは異なるのか。</p>	<p>同様の定義のものと考えております。</p>
<p>6 延べ面積の算定において、「エレベーターの昇降路の部分」の床面積は確認申請書第3面【11.延べ面積】のどの欄に算入すべきか。</p>	<p>「エレベーターの昇降路の部分」欄を新たに追加したので、当該欄にエレベーターの昇降路の部分の延べ面積を記入してください。</p>
<p>7 既存の建築物に「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」（「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分がある場合、改正法が施行されることによって老人ホーム等の地階の部分の床面積が容積率不算入となり、その余剰の容積率を活用した増築、用途変更等も可能となると考えるがよろしいか。</p>	<p>可能です。</p>
<p>8 「サービス付き高齢者向け住宅」は、法第52条第3項の容積率緩和の対象となるのか。</p>	<p>「サービス付き高齢者向け住宅」は、建築基準法上、個々の建築物の実態等に応じて、共同住宅や老人ホームなどの用途に該当することとなります。 「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、共同住宅や老人ホームに該当するものについては、法第52条第3項の容積率緩和の対象となります。</p>

○その他

	問	答
1	<p>法第86条の7の規定が適用される増改築の場合においては、構造設計一級建築士は関与不要（同法第20条の適用がない増改築のため）、安全証明書の写しは確認申請に添付必要（構造一級関与が不要のため）と考えて良いのでしょうか。</p>	<p>法第86条の7の規定の適用により、法第20条の規定が適用されない増改築等については、構造設計一級建築士による関与は不要です。ただし、建築士は法第20条第1項第1号又は第2号に該当しない建築物について、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、「安全証明書」を委託者に交付する必要があります。そのため、構造設計一級建築士による関与が不要である法第20条の規定が適用されない増改築等において、建築士によって構造計算がなされた建築物については、確認申請における「安全証明書」の写しの添付が必要です。</p>
2	<p>関係法令（耐震改修促進法、バリアフリー法）において、建築基準法第27条第1項が同条第2項と改正されているが、同項には法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までの用途が含まれていない。つまり、耐震改修やバリアフリー改修をより促進すべき不特定多数の者が利用する特殊建築物についての防火に関する緩和措置が今回の改正により廃止されたと読めるが、何か別の優遇の対応等はあるのか。</p>	<p>法第27条第1項については、今般の改正により、在館者の避難上の安全の確保を図るためより柔軟で包括的な性能が規定されます。このため、耐震改修計画の認定を受けた場合及びエレベーターを設置する場合の特例措置を適用せずとも、法第27条第1項の規定を適用することとすれば足りるため、これらについて特段の経過措置等を設ける必要はないこととしました。</p>
3	<p>（施行日前後の取り扱いについて） 法施行前に確認済証が交付されている建築物に、法施行後に計画の変更の確認申請をする場合、法第20条第2項を適用し、建築物の部分ごとに法第20条第1項を適用することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>
4	<p>（施行日前後の取り扱いについて） 既存不適格建築物にルート3規模の建築物を分離増築する計画において、法施行前に構造計算適合性判定を受けずに確認済証が交付されている。法施行後に当該計画の計画の変更の確認申請を行った場合、増築部分について構造計算適合性判定を受ける必要はあるのか。</p>	<p>改正法附則第3条第1項の規定により、新法第6条から第6条の3まで又は第18条第1項から第15項までの規定は、施行日後に新法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は新法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用することになります。したがって、ご質問の場合においては、増築部分が計画変更により、特定増改築構造計算基準に適合するかの審査を要するのであれば、構造計算適合性判定が必要です。</p>
5	<p>（施行日前後の手続きについて） 施行日前に確認申請を行い、確認済証が交付され、着工している計画について、施行日後に完了検査の申請を行う場合の様式は、改正後のものを使用すればよいのか。</p>	<p>そのとおりです。完了検査に係る手続き（法第7条、施行規則第4条等）については、法附則及び施行規則附則により経過措置を置いていないため、法施行後に申請を完了検査の申請を行うものについては、法改正後の様式を使用していただくことになります。</p>